

# 輸出関連規制に関する非該当製品リスト

## 【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2  
米国輸出管理法 再輸出規制(EAR)

令和6年2月1日施行の政省令等対応

本リストはチップリング(弊社製品)について令和6年2月1日施行の「輸出貿易管理令」別表第1第1項から第15項、別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは「対象外」の弊社製品です。

輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。

なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださいようお願いいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第1の第16項で規制される製品です。キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要です。

### ■該非判定の通知書

本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、貴社担当の営業にお問い合わせください。

確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社  
デバイスソリューション事業部  
輸出管理担当部門

判定日: 2024年2月1日

製品区分		輸出関連規制の判定							
製品品目の名称	弊社品番 ( x は英数字)	輸出貿易管理令別表第1				輸出貿易管理令 別表第2		EAR規制リスト	
		第1項から第15項		第16項		該非判定	判定項番	ECCN	判定理由
		該非判定	判定項番	該非判定	判定理由				
チップリング(測定用端子) SMD TYPE TEST PIN FOR IN-CIRCUIT TESTING	EYF3CU EYF6CU EYF8CU	対象外 対象外 対象外	対象項番なし 対象項番なし 対象項番なし	該当	関税定 率法別 表 第85類  HSコード 8548.00	対象外	対象項番 なし	対象外	米国原産部 品および米 国規制技術 を使用して 製造した製 品でありま せん